

# 株式会社日本製鋼所

## 1. 会社の概要

- (1) 会社名：株式会社日本製鋼所
- (2) 所属部会：関東金属機械部会第3分科会  
業種：素材とメカトロニクス製品の製造販売業
- (3) 資本金：196億9,423万円  
従業員数：約2,100名
- (4) 営業品目：鉄鋼素形材製品、環境関連機器装置、樹脂機械、一般産業用機械、情報・通信システム関連機器、地域開発
- (5) 会社の理念と経営方針

わが社は、兵器の国産化を目的に日英3社の共同出資で国家的事業として設立されたが、太平洋戦争後は平和産業に転換し、

- ・顧客の信頼をもちとる
- ・需要の拡大を実現する
- ・活力に満ちた企業にする

という経営理念の下、「鋼と機械の総合メーカー」として、電力・鉄鋼・造船・石油化学・自動車などの基幹産業に貢献してきた。近年は、上記に加え、新エネルギー・自然エネルギー・新素材・光・電子・バイオ・情報通信等のIT関連産業などのニーズにも応える「素材とメカトロニクス」企業を目指している。

- (6) CIマーク



この商標「JSW」は会社の英語名 The Japan Steel Works, Ltd.の頭文字を並べたものである。下段左の社章は鋼塊断面形状と社名にちなむ「日」を組み合わせて図案化したものであり、インゴットマークと称している。

## 2. 知的財産部門の概要

- (1) 組織上の位置及び名称

本社研究開発本部に所属し、知的財産部と称する。

- (2) 構成及び人員

知的財産部の人員は7名であり、全社の知財業務を担当している。各部門がそれぞれ複数の発明部門を担当し、発明の発掘、特許出願、中間処理業務を行っている。その他の管理、教育、広報、契約、渉外、調査、意匠・商標などの知財業務も特に専任者は置かず、責任者を各部門が分担した上で全員が協力しながら推進しており、全部員があらゆる知財業務を遂行するという体制である。

- (3) 沿革

昭和34年の特許法改正ならびにわが社における技術提携から自社開発へと転換する気運の高まりを契機として、昭和36年に当時の本店技術第1課に特許専任者を置き、さらには昭和39年に特許調査課を発足させたが、いずれも特許調査専門であり、出願・管理などの業務は総務部門が担当していた。

知財業務全般を扱う専任部署が発足したのは昭和43年であり、技術本部開発部に特許課が新設された。その後、部署名は特許室、特許部、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

知的所有権管理グループ、知的所有権管理部、知的財産グループと変遷し、また所属が技術部門・開発部門でなく総務部門へ移った時期もあったが、平成15年6月より現在の研究開発本部知的財産部となった。

### 3. わが社の知的財産活動

わが社は大型設備投資対応の受注生産型製品が主体であり、比較的穏やかな知財環境にあったことから、知財活動も防衛特許中心の、ある意味ではのどかな状態で推移してきた。

しかしながら、近年は製品構成の転換を図るべく新たな事業にも進出しつつあること、またプロパテント時代に相応しい知財活動が求められるようになったことから、これまでの知財活動から脱却し、新たな知財活動の構築を図っている。すなわち、「事業戦略と知財戦略の統合による事業業績の向上と事業リスクの最小化」を目標として、現在は、

- ① 戦略的特許出願の推進
- ② 特許調査の徹底
- ③ 知財尊重意識の醸成

を三本柱とする活動の展開を図っている。

そのために、最近特に力を入れている具体的活動は、以下の通りである。

#### (1) 各事業部門との部門別連絡会

従来は、各事業部門の知財責任者・担当者と知財部門とが一堂に会する連絡会を年1回開催し、年度知財方針の徹底を図っていた。

しかしながら、多岐にわたる事業部門に画一的な方針を押しつけるのではなく個々の事業戦略に見合った知財戦略を立案すべきであるとの観点から、現在では、各事業部門と知財部との個別の連絡会を年に数回開催して、年度知財方針の決定やそのフォローを行っている。

#### (2) 発明相談会

従来も必要に応じて知財部員（場合によっては弁理士も）が発明部門へ出向き、様々な相談

に応じていたが、これをより効果的なものとするために、発明の発掘とブラッシュアップを目的とする「発明相談会」制度を発足させた。この発明相談会は少なくとも月1回の開催を目標としており、各部門の責任者の参加も求めて徹底的な発明のブラッシュアップと事業戦略との整合を図ると同時に、従来は発明者から出願依頼のあった案件が中心であったのを発明の種にまで拡張して「よろず相談」を受け付けることにより発明の発掘に努めている。

#### (3) 特許調査の徹底

従来から特許出願時の特許調査を義務づけてはいたものの、前述の穏やかな知財環境もあって、実質的には十分な特許調査が行われていたとは言い難い状況であった。

そこで、研究開発テーマ提案時、事業化判断時、特許出願時、審査請求時の特許調査を義務づけることとした。その徹底を図るべく、知財教育に力を入れると同時に、特許調査の重要性をあらゆる場で強調し、必要に応じて個別指導を行うようにしている。

なお、技術の専門化・細分化、調査手段の簡易化・汎用化、知財部員数の減少などを理由として、特許調査は研究者・技術者・発明者が自ら実施することを原則としている。

### 4. 今後の課題

現状は知財活動再構築の途上でなすべきことが山積しているが、何はともあれ事業部門・開発部門との連携を密にして全社的な知財尊重意識の醸成・向上を図りたい。また、知財活動の全てを見直し、一步一步前進することにより新たな時代に相応しい知財活動への大胆な変革を成し遂げたい。さらに、知財部員自身の意識変革を徹底し全社から頼られる知財部となることにより、知財部の強化も実現したい。

(原稿受領日 2004年1月13日)